

## 公 告

関税法第24条第1項の規定に基づく本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所、貨物の積卸場所、並びに船用品及び携帯品の積卸場所について、下記のとおり変更するので、同法施行令第22条第1項の規定に基づき公告する。

### 記

#### 大分港

##### (1) 外国往来船等と陸地との間の交通場所

場所の名称	所在地	備考
クラスケミカル株式会社大分コンビナートクラスシーバース、同1号、同2号、同4号及び同6号ドルフィン並びに同12号及び同13号岸壁(全長220メートル)	大分市大字中ノ洲	さん橋及び岸壁けい留船と交通する者に限る。

##### (2) 貨物の積卸場所

場所の名称	所在地	備考
クラスケミカル株式会社大分コンビナートクラスシーバース、同1号、同2号、同4号及び同6号ドルフィン並びに同12号及び同13号岸壁(全長220メートル)	大分市大字中ノ洲	クラスケミカル株式会社大分コンビナート保税蔵置場、大分コンビナートAC保税蔵置場及び同保税工場に搬出入する貨物に限る。

##### (3) 船用品及び携帯品の積卸場所

場所の名称	所在地	備考
クラスケミカル株式会社大分コンビナートクラスシーバース、同1号、同2号、同4号及び同6号ドルフィン並びに同12号及び同13号岸壁(全長220メートル)	大分市大字中ノ洲	さん橋及び岸壁けい留船に積卸しする携帯品に限る。

##### (4) 指定日

令和7年11月13日

令和7年11月13日

大分税関支署長 杉本 充治